

## 平成27年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成27年10月23日（金）午後3時00分開議

### 議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成27年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案第58号 瑞穂市教育委員会事務局職員の懲戒処分について

日程第5 議案第59号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

日程第6 議案第60号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

日程第7 意見聴取 土地の取得について

日程第8 その他

閉会の宣言

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○本日の会議に出席した委員

河 合 和 義

加 藤 悟

福 野 佐代子

麓 英 里

横 山 博 信

### ○本日の会議に欠席した委員

なし

### ○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 高 田 敏 朗

企画部長 森 和 之

秘書広報課長	石	田	博	文
教育総務課長	久	野	秋	広
学校教育課長	伊	藤	雅	生
学校教育課総括課長補佐	泉		大	作
幼児支援課長	山	本	康	義
幼児支援課総括課長補佐	鹿	野	正	美
生涯学習課長	伊	藤		巧
生涯学習課総括課長補佐	広	瀬	常	司

**○本日の会議に欠席した者の職・氏名**

学校教育課主幹                      宮 崎 智 和

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課総括課長補佐          小 倉 孝 一

**○傍聴者**

なし

**開会及び開議の宣告**

- 委員長 委員会を開会する前に急遽穂積北中学校研究発表会への視察大変ありがとうございました。各学校におかれましては、夏休み後の運動会も無事に終了したところであります。それでは、只今より平成 27 年第 10 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。
- 

**日程第 1 平成 27 年第 9 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について**

- 委員長 日程第 1 平成 27 年第 9 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、平成 27 年第 9 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。

---

**日程第 2 会議録署名委員の指名について**

- 委員長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。  
麓委員にお願い致します。
- 

**日程第 3 教育長の報告**

- 委員長 日程第 3 教育長より報告を求めます。  
○教育長 総合教育会議にて協議をし良いものを策定していくなかで、それに対するの色々なご意見がございました。本日は穂積北中学校研究発表会への訪問をしていただきましたが、市内 3 中学校とも落ち着いて授業が受けられる状態であります。来週月曜日に南小学校、水曜日に中小学校で研究発表会がありますので、お時間がございましたらお出かけいただけたらと思います。これから、数多くの地域フェスティバルが開催されますので、教育委員としてのお立場で参加していただければと思いますのでよろしくお願い致します。
- 

**日程第 4 議案第 58 号 瑞穂市教育委員会事務局職員の懲戒処分につ**

いて

○**委員長** 日程第4 議案第58号 瑞穂市教育委員会事務局職員の懲戒処分について、議題と致します。この議題につきましては、人事に関する議案でありますので教育長、教育次長、教育総務課長は退室をお願いします。

～教育長、教育次長、教育総務課長 退室～

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第4 議案第58号 瑞穂市教育委員会事務局職員の懲戒処分について、瑞穂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則（平成16年瑞穂市規則第36号）第13条第1項の規定により、下記の職員に対する懲戒処分することについて、教育委員会の議決を求める。1氏名 非公開 職名 教育長 懲戒処分 訓告。2氏名 非公開 職名 教育次長 懲戒処分 訓告。3氏名 非公開 職名 課長 懲戒処分 訓告。平成27年10月23日提出、瑞穂市教育委員会 学校教育課長 伊藤雅生。提案理由、瑞穂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則第12条の規定により、瑞穂市職員懲戒審査委員会委員長より、懲戒審査報告書により答申を受けたため。

○**委員長** 市長部局から説明をお願い致します。

○**企画部長** 資料をお配りしてご説明致します。平成27年10月6日に瑞穂市職員懲戒審査委員会を開催しました。内容については、平成26年3月分の給食賄材料費563万3,579円の内310万443円を翌年度の平成26年4月分として、岐阜県学校給食会へ請求書の分割を依頼し、平成25年度分ではなく平成26年度分として故意に作成依頼し支出負担行為及び支出金調書を作成したことであります。その行為の決裁者であります、教育長、教育次長、教育総務課長については、決裁時に伝票のチェックが出来なかったこととなります。審査会の内容としては、前給食センター所長の行為が処分の対象となるかどうかを判断した結果、平成27年3月で退職しておりますが、事実を捏造するような虚偽の報告や不適切な事務処理を行ったことで処分の対象となるとの結果でした。答申として学校給食特別会計に関して前給食センター所長の不適切な事務行為が、地方公務員法29条第1項及び第2項に該当し、市の懲戒処分の手續き及び効果に関する条例第3条の規定に

よる懲戒処分に相当し、その管理監督者である教育長、教育次長、教育総務課長について訓告の処分とすることを決定しましたのでご報告致します。

○**秘書広報課長** 前給食センター所長において故意に伝票を分けたことについては、地方公務員法に照らして違法行為であることは明白であることから審議会で認定を致しました。しかし、伝票を分けることについて上司である教育長、教育次長、教育総務課長に一切の相談がなく独断での行為であるため、そのような状況を加味して教育長、教育次長、教育総務課長については訓告の処分が適当であると懲戒審査委員会としての結論に至りました。

～ 質疑・討論 ～

○**委員長** ご質疑ございませんか。

懲戒審査委員会の手続きの概略の説明をお願い致します。

○**秘書広報課長** 懲戒審査委員会の流れとしまして、懲戒処分を下せる者は任命権者であります。教育委員会の職員は教育委員会から任命を受けておりますので、任命権者は教育委員会となります。教育委員会では懲戒審査委員会という組織がありませんので、教育委員会から懲戒審査委員会へ諮問があり、懲戒審査報告書にて答申を致しました。懲戒審査委員会の答申内容について、任命権者である教育委員会でご審議いただき議決を求めるものであります。

○**委員長** 教育委員会へ出向した補助執行職員に関しても懲戒審査委員会にて審査することになっていきますか。

○**企画部長** 教育委員会から市長部局の審査委員会へ申出があり審査をすることは決まっています。

○**秘書広報課長** 訓告の位置付けについてご説明致します。地方公務員法において懲戒処分は、「免職」「停職」「戒告」「減給」があり、今回は懲戒処分までは至らないが事務執行上不手際があったため履歴に残らない処分となります。

○**委員長** ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。 日程第4 議案第58号 瑞穂市教育委員会事務局職員の懲戒処分について、可決することと致します。

## 日程第5 議案第59号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について

○委員長 日程第5 議案第59号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第5 議案第59号 瑞穂市社会教育推進員に下記の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年10月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）第4条の規定により、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため新たに坂部寛氏を瑞穂市社会教育推進員として委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○委員長 ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第59号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱について、可決することと致します。

---

## 日程第6 議案第60号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

○委員長 日程第5 議案第60号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第5 議案第60号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成27年10月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 委員長 ご質疑ございませんか。公募の選考基準は。
- 生涯学習課長 選考基準は小論文の提出をいただき、選考委員により審査及び点数化を行い、基準値以上の方に決定しています。
- 加藤委員長 瑞穂市子どもの読書活動推進会議はどのような活動を行うものでしょうか。
- 生涯学習課長 10か月検診時に読み聞かせをボランティアで行っていただいて、早い段階で本に触れる等の本に親しむ環境を整えることを行っていただいています。
- 教育長 この委員会においてブックスタートでプレゼントをする本の選定をし、本をプレゼントすることを具体的に行っています。
- 委員長 ご質疑ございませんか。
- ご異議ございませんか。
- 異議なしと認めます。日程第5 議案第60号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、可決することと致します。
- 

## 日程第7 意見聴取 土地の取得について

- 委員長 日程第7 意見聴取 土地の取得について、議題と致します。
- 事務局より説明を求めます。
- 生涯学習課長 日程第7 意見聴取 (仮称)瑞穂市大月運動公園の用地を取得するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。平成27年10月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 横山博信。提案理由、(仮称)瑞穂市大月運動公園整備事業を進めるにあたり、新たに地権者との合意ができたため、土地を取得するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 委員長 ご質疑ございませんか。
- ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 意見聴取 土地の取得について、可決することと致します。

---

## 日程第8 その他

○委員長 日程第8 その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 工事の進捗状況及び事業用地取得の状況についてご報告致します。

本田第2保育所駐車場等整備工事につきまして、10月15日に工事検査が完了しており運動会前に完成致しました。事業用地取得に関しまして、大月運動公園の他にほづみ幼稚園駐車場整備用地について10月13日に土地売買契約を締結致しましたので今後造成工事を進めて行きます。

○委員長 教育総務課長。

○教育総務課長 11月12日に大垣サイトピアで行われます岐阜県教育長表彰について、MSJサミットによるネットプロミスが採択されましたのでご報告を致します。教育委員研究協議会が東京と京都にて開催されますのでご希望がありましたらご参加いただければと思います。学校給食特別会計についての保護者へのお詫び文書ですが、10月5日付で学校を通じて配付をし、その後の問合せについてはありませんのでご報告致します。健全な運営を図る中で10月14日に教育総務課長と栄養教諭3名と給食センター所長にて収支計画を作成しました。6月の月末残高で1千万強となっており、10月以降において3千万弱の賄材料費の購入を目標に献立を計画していく予定です。ご報告致します。

○委員長 学校教育課長。

○学校教育課長 特にございません。

○委員長 幼児支援課長。

○幼児支援課長 平成28年度の入所申込みが10月20日から10月30日まで受付を行っています。内容について、制度の改正がありましたので保護者の方に解り易く記載例等を添付してあります。待機児童の状況についてご説明致します。4月1日現在で7人、7月1日現在で2人、10月1日現在で1人となっております。待機児童数としては減少しておりますが、特定の

施設を希望される方がおり、入所可能な施設を紹介しても入所されない、いわゆる隠れ待機児童数が4月1日現在で19人、7月1日現在で16人、10月1日現在で23人となっていますので、単純に待機児童が減少している状況ではありませんのでご報告を致します。保育士就職チャレンジ研修ですが、人員が集まらない状況ですので告知活動として広報みずほの掲載や新聞折り込み、近郊に配布されるフリーペーパー（ミント）に掲載、また10月26日放送予定のNHKぎふにおいて告知が可能となりましたのでご報告致します。スマートフォンで子育てに関する詳細なサービスを閲覧できる瑞穂市の子育て支援サイト「ママフレ」の立ち上げに1月1日を目指し調整をしております。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 図書館2階郷土資料コーナーで11月1日から11月29日の間で「江戸時代の中山道と美江寺宿（宿場・ひと・もの・こと）」のテーマとする企画展が開催されます。また、11月28日には御嵩町の学芸員の田中由美子様の講演会も予定していますので、お時間がございましたら足を運んでいただければと思いますのでご案内をさせていただきます。10月26日には和宮秋の例祭が開催されますので併せてご案内をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

○委員長 その他報告事項はありませんか。

○教育次長 旭化成建材株式会社の杭工事データ改ざんについて、県より過去10年間の工事の調査を行うよう指示があり、教育委員会所管施設として平成16年8月から平成17年3月に工事を実施した本田小学校特別教室棟が旭化成建材株式会社にて杭打工事を施工していることが確認しておりますので報告致します。その後の対応については協議調査中でありますので併せて報告致します。

○委員長 その他ご質疑ございませんか。

ご異議ございませんか。

次回の会議ですが、平成27年11月18日、火曜日、午後2時00分から平成27年第11回瑞穂市教育委員会定例会ということでよろしくお願い致します。

---

## 閉会の宣告

○委員長 長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。これから気温も下がりますので体調には十分注意していただきたいと思います。これをもちまして、第10回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後4時10分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年11月18日

瑞穂市教育委員会 委員長

委員

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。